

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
6MCE11A01720		6MCZ1A00028 0001					
品名 または 件名							
# 1 3 建物空調機等借上							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
島松駐屯地				総一管一営 中田技官(5479)			
搬入場所				納期または工期			
# 1 3 体育館				令和8年8月3日(月)～令和8年10月1日(木)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月8日(水)10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 落札決定方法

- ア 総額により決定する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。

(3) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条件に違反した入札
- ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- オ 電話、電報及びFAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5) その他

ア 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ 郵便入札

(ア) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(イ) 郵便入札の要領等

a 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b 送付期限

令和8年7月7日（火）17時00分（必着）

ウ 送付要領

(ア) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(イ) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(6) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和8年7月13日（月）13時00分

(イ) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和8年7月13日（月）11時30分（必着）

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を提出する。

なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。

(8) 下請負者の確認

契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請者」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。

(9) 入札に関する問い合わせ先

ア 仕様書に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班（担当：中田）

電話 0123-36-8611（内線：5479）

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：岸本）

電話 0123-36-8611（内線：5339）

FAX 0123-36-8719（直通）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 島松駐屯地

(イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>

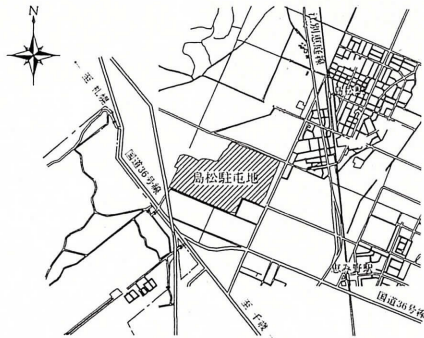
(11) 公告掲示期間

令和8年6月26日～令和8年7月8日

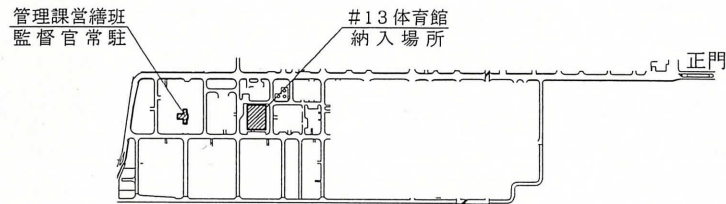
装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者を含む社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書																			
件 名	# 1 3 建物空調機等借上	作成月日	令和 8 年 6 月 2 5 日																
		作成部隊	北 海 道 補 給 処																
場 所	北海道恵庭市西島松 3 0 8 番地 陸上自衛隊島松駐屯地																		
概 要	床置型空調機 1 2 台・電源用発電機 3 台等の借上																		
<p>1 総 則</p> <p>本仕様書は島松駐屯地において実施する、「# 1 3 建物空調機等借上」に適用する。</p> <p>2 疑 義</p> <p>本作業実施に際し疑義が生じた場合は監督官と協議する。</p> <p>3 資 格 等</p> <p>請負業者は、関係法令の定めるところによる資格および技術を有し、本作業を完遂できる能力を具備する。</p> <p>4 期 間</p> <p>令和 8 年 8 月 3 日 (月) ～ 令和 8 年 1 0 月 1 日 (木)</p> <p>5 作業内容等</p> <p>(1) 借上物品 (細部規格等は図面参照)</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 空調機</td> <td>: 床置型・5馬力程度</td> <td>×</td> <td>1 2 台</td> </tr> <tr> <td>イ 電源用発電機</td> <td>: 5 0 k V A (極超低騒音) 燃料タンク 4 0 0 L 程度</td> <td>×</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>ウ 仮設分電盤</td> <td>: 主幹 1 0 0 A ・分岐 3 0 A (脚立付)</td> <td>×</td> <td>3 面</td> </tr> <tr> <td>エ その他</td> <td>: ドレンポンプ、ケーブル等、上記機器の運転に必要な資材等</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 運搬・設置等</p> <p>ア 本役務の費用には、監督官の指示する場所までの借上機器の運搬費、設置費及び引取費を含むものとし、細部設置場所については監督官と協議する。</p> <p>イ 借上機器の設置にあたって、配管・配線等については、借上機器に適合する部材を使用すると共に、現地の収まりに応じて防水処置を施す等、仕様書に明記なき事項であっても、空調機の運用上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。</p> <p>ウ 建物内外の配管等の接続は、既設の窓に専用のパネルを設置し、補助錠による外部からの侵入防止の措置を施すものとする。</p> <p>(3) 故 障</p> <p>借上機器が故障した場合は、契約業者の負担により修理を実施し、修理不能の場合は速やかに同等品と交換する。</p> <p>6 工事書類</p> <p>本工事に必要な書類等は、請負業者の責任において監督官の指示に基づき、遅滞なく提出する。</p> <p>7 写 真</p> <p>写真は納入時、設置作業中、設置完了時、撤収状況等を撮影し、整理の上 1 部提出する。</p> <p>8 検 査</p> <p>検査は本仕様書に基づき実施し、異常の無しをもって完了とする。</p> <p>9 保証・補償</p> <p>本作業に起因する事故は請負業者の責任とし、官側に損害を与えた場合は直ちに原状復旧する。</p>				ア 空調機	: 床置型・5馬力程度	×	1 2 台	イ 電源用発電機	: 5 0 k V A (極超低騒音) 燃料タンク 4 0 0 L 程度	×	3 台	ウ 仮設分電盤	: 主幹 1 0 0 A ・分岐 3 0 A (脚立付)	×	3 面	エ その他	: ドレンポンプ、ケーブル等、上記機器の運転に必要な資材等		一式
ア 空調機	: 床置型・5馬力程度	×	1 2 台																
イ 電源用発電機	: 5 0 k V A (極超低騒音) 燃料タンク 4 0 0 L 程度	×	3 台																
ウ 仮設分電盤	: 主幹 1 0 0 A ・分岐 3 0 A (脚立付)	×	3 面																
エ その他	: ドレンポンプ、ケーブル等、上記機器の運転に必要な資材等		一式																



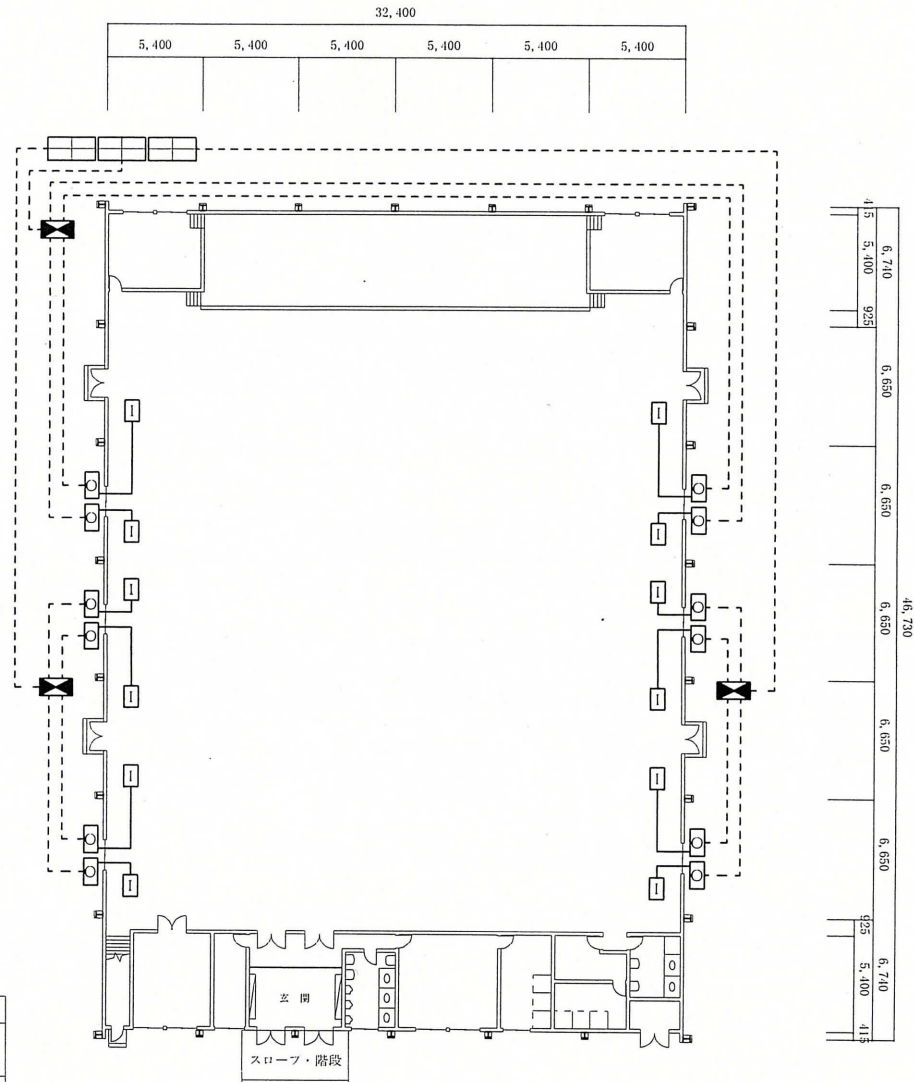
島松駐屯地案内図 S=1:20,000



島松駐屯地配置図 S=1:10,000

借上物品一覧表

項目	規格等	数量	備考
□	室内機		配管等は既設の窓に専用パネルを設置し接続
○	室外機	12台	ドレンはドレンポンプを使用し排出
☐	発電機	3台	50kVA程度・3相200V ビッグタンク仕様 極超低騒音
⚡	動力盤	3面	主幹100A・分岐30A 脚立付
—	配管等		冷媒配管・電線一式 F.L.~窓までの高さ 1.6m
---	ケーブル		キャブタイヤケーブル等 電圧降下・発熱を考慮し、運転に支障の無い規格の物を使用



#13 建物平面図 S=1:400

件名	#13 建物空調機等借上	図番	2/2
種別	案内図・配置図・平面図・借上物品一覧表	縮尺	図示
北海道補給処総務部管理課営繕班		令和8年6月25日	